

平成21年 労働者災害補償保険法

〔問 3〕 療養補償給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、この問において「指定病院等」とは「社会復帰促進等事業として設置された病院若しくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所、薬局若しくは訪問看護事業者」のことである。

- A 療養補償給付のうち、療養の給付は、指定病院等において行われるほか、厚生労働大臣が健康保険法に基づき指定する病院等においても行われる。
- B 療養補償給付は、療養の給付として行われるのが原則であるが、療養の給付を行うことが困難である場合のほか、労働者が指定病院等でない病院等であっても当該病院等による療養を望む場合には、療養の給付に代えて療養の費用が支給される。
- C 療養の給付の範囲は、①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑥移送のほか、政府が療養上相当と認めるものに限られる。
- D 療養の給付を受ける労働者が当該療養の給付を受ける指定病院等を変更しようとするときは、改めて所定の事項を記載した届書を、当該療養の給付を受けようとする指定病院等を経由して所轄都道府県労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。
- E 傷病の症状が残った場合でも、その症状が安定し、疾病が固定した状態になって治療の必要がなくなった場合には、傷病発生以前の状態に回復していなくても、傷病は治癒したものとして療養補償給付又は療養給付は行われな

第41回(平成21年度)社会保険労務士試験の合格基準について

1 合格基準及び配点																
(1) 合格基準																
本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。																
① 選択式試験は、総得点25点以上かつ各科目3点以上(ただし、労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、厚生年金保険法は2点以上)である者																
② 択一式試験は、総得点44点以上かつ各科目4点以上である者																
※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。																
(2) 配点																
① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。																
② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。																

2 試験問題の正答

試験科目	出題形式	選択式					択一式									
		問	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9
労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む)	問2	⑬	⑯	⑦	①	⑳	C	D	E	E	D	B	C	C	D	E